

2006年4月28日

各 位

会 社 名 双日株式会社
代表者名 代表取締役社長 土橋 昭夫
(コード番号 2768 東証第1部・大証第1部)
問合せ先 広報部長 稲田 隆
T E L 03 (5520) 3404

優先株式の一掃による当社の資本構造再編について

本日、当社は、発行済み優先株式残高 5,760 億円（本日現在）のうち 5,604 億円について、対象となる優先株式の全株主との間で買入総額を 3,429.20 億円（ただし、買入時期により 3,541.28 億円が上限）とする「優先株式の取得に関する契約書」を締結致しました。これは、当社の発行済み優先株式から、既に転換請求が可能となっている第一回 種優先株式（発行残高 30 億円）と、来月 14 日より転換請求が可能となる第一回 種優先株式（発行残高 126 億円）を除いた優先株式全ての買入を行うことにより、当社の資本構造再編を一気に加速させるものであります。

これに伴い、当社は、本日開催の取締役会において、本年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会に、第二回から第四回 種優先株式および第一回 種優先株式に関する自己株式の取得枠の設定について付議すること（下記 . 参照）

第一回 種・ 種優先株式および第二回 種優先株式について取得条項を付すための定款の変更を付議すること（下記 . 4 . (7) 参照）

上記買入の財源を確保するための資本金および資本準備金の減少を付議すること（下記 . 参照）を決議いたしました。

また、上記優先株式の買入に関連して、当社は、野村グループ 100% 子会社「Nomura Securities (Bermuda) Ltd.」を割当先とする第三回および第四回転換社債型新株予約権付社債（以下「本 CB」）総額 3,000 億円の発行決議を行いました（下記 . 参照）。転換社債型新株予約権付社債は、転換が分散して行われることにより、株価への影響を抑えながら資本調達を行うという当社の方針に最も適しているとの判断によるものです。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

本 CB 発行の目的が優先株式の買入による希薄化の抑制であり、また金額規模が大きいことも勘案し、市場に過度な売り圧力がかからないように、転換につきましては、原則として、第三回債および第四回債の合計で月間転換額を上限 300 億円とする契約を、「Nomura Securities (Bermuda) Ltd.」と締結する予定です。

なお、本 CB のうち第四回債の転換請求開始日につきましては、定時株主総会後の本年 7 月 1 日としておりますが、これは、第四回債が定時株主総会において、「発行可能株式総数および普通株式の発行可能種類株式総数を増加させるための定款変更」が承認されることを前提としているためであります。

今回の対応は、本 CB の転換によって調達した資本の額に応じて優先株式の買入を行うことで、株主資本の減少を最小限に止め、更なる株主資本の充実を図るものであります。また、将来の優先株式の普通株式への転換による希薄化を、トータルで抑制することによって当社の株式価値の向上を図るとともに、優先配当負担の削減や将来の優先株式買入コストが上昇するリスクを回避することで、本日発表致しました新中期経営計画『New Stage 2008』での株主資本の蓄積に大きく資するものであります。

「優先株式の取得に関する契約書」に基づく優先株式の買入は、本 CB が発行されることに加え、定時株主総会において、

- ・ 「発行可能株式総数および普通株式の発行可能種類株式総数を増加させるための定款変更」、
- ・ 「自己株式の取得枠」、
- ・ 「取得条項追加のための定款変更」、
- ・ 「資本金および資本準備金の減少」

の全てが承認されることを条件としております。

本件につきましては、本日公表致しました当社 IR 資料「2006 年度～2008 年度 中期経営計画『New Stage 2008』」もあわせてご参照下さい。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

記

．当社優先株主との間の優先株式取得に関する契約書の締結について

1. 契約締結の目的

2008年5月以降普通株式への転換請求可能期間が到来する発行済み優先株式(残高5,604億円)の全てを当社が取得し、これを一掃することにより、当社の資本構造再編を一気に加速させることを目的とします。本契約に基づき、当社は本CBの転換による外部資本調達に応じて優先株式を取得する予定です。

2. 契約締結日

2006年4月28日

3. 本契約の相手方

株式会社三菱東京UFJ銀行
株式会社みずほコーポレート銀行
株式会社りそな銀行
三菱UFJ信託銀行株式会社
農林中央金庫

(第二回 種優先株式、第三回 種優先株式、第四回 種優先株式、第一回 種優先株式、第一回 種優先株式、第一回 種優先株式および第二回 種優先株式の全優先株主)

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

4. 契約の内容

(1) 取得する株式の種類および発行残高、取得価額、取得株式数、取得する相手方等

取得する株式の種類	発行残高	取得価額の総額(1株あたり発行価額に対する取得価額の割合) 1	取得株式数(当該種類の発行済株式数に対する割合)の上限	取得する相手方(その保有する各優先株式)
第二回種優先株式	526億円	568.08億円 (108%)	26,300千株 (100%)	(株)三菱東京UFJ銀行 (各種類18,500千株)
第三回種優先株式	526億円	557.56億円 (106%)	26,300千株 (100%)	(株)みずほコーポレート銀行(各種類4,500千株)
第四回種優先株式	526億円	547.04億円 (104%)	26,300千株 (100%)	(株)りそな銀行(各種類1,800千株)三菱UFJ信託銀行(株)(各種類1,000千株)農林中央金庫(各種類500千株)
第一回種優先株式	526億円	536.52億円 (102%)	26,300千株 (100%)	(株)三菱東京UFJ銀行(各種類全株式)
第一回種優先株式	1,995億円	458.85億円 (23%)	19,950千株 (100%)	(株)三菱東京UFJ銀行(各種類全株式)
第一回種優先株式	1,305億円	561.15億円 (43%)	10,875千株 (100%)	(株)三菱東京UFJ銀行(1,000千株)(株)みずほコーポレート銀行(1,000千株)
第二回種優先株式	200億円	200.00億円 (100%)	2,000千株 (100%)	(株)三菱東京UFJ銀行(1,000千株)(株)みずほコーポレート銀行(1,000千株)
合計	5,604億円	3,429.20億円		

(1 取得時期が2007年10月以降になる場合、1株あたり取得価額は、各優先株式の発行価額の2%相当額を加算した額となる。仮に全ての優先株式を当該加算後の1株あたり取得価額で取得すると、取得価額の総額は3,541.28億円となる。)

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(2) 取得日

2007年3月30日、2007年4月1日から2007年6月に開催される定時株主総会の開催日の前日までの間の日で当社が別に定める日（追加取得日）2007年9月28日および2008年3月31日の合計4日。

(3) 各取得日の合計取得額

直前の取得にかかる取締役会決議の日（初回の取得日の場合、本CBの発行日）から当該取得にかかる取締役会の前日までに転換されたCB転換総額。ただし、当社の裁量によりこれを上回る額をもって合計取得額として定めることができる。

(4) 取得順位

第二回種、第三回種、第四回種、第一回種、第二回種、第一回種、第一回種

かかる取得順位に従って、当該取得日に取得する優先株式の対象および各優先株式の取得可能額を決定するものとする。残存する上位順位の各優先株式の全部を取得しても当該取得日の合計取得額に満たない場合にのみ、下位順位の各優先株式を取得するものとする。

(5) 各優先株式からの取得株式数

上記(4)により定まる取得対象優先株式について、各優先株式の取得可能額をもって残存する取得対象優先株式の全部を取得することができる場合は、その全部の株式を取得するが、残存する取得対象優先株式の一部しか取得できない場合は、優先株主の保有株式数に応じて按分して求める。

(6) すべての本CBが転換された場合の全部取得

上記(3)ないし(5)にかかわらず、残存する本CBの全額について、ある取得日の取得にかかる取締役会の前日までに新株予約権が行使された場合には、残存するすべての優先株式を取得対象優先株式とし、当社は、当該取得日に、残存する優先株式の全部を取得する。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(7) 取得方法

- ・ 種 / 種優先株式

2007年3月30日の取得日および追加取得日においては、下記 . の取得枠設定に基づき、商法に規定する必要な手続を経て取得する。2007年3月30日の取得日および追加取得日における取得の後も 種、種優先株式が残存する場合は、当社は、2006年6月27日開催予定の定時株主総会（以下「本株主総会」）の翌年の定時株主総会またはその他の株主総会にて「自己株式取得枠設定」の決議を行うものとし、2007年9月28日および2008年3月31日の取得日においては、当該決議に基づき、会社法に規定する必要な手続を経て取得する。

- ・ 種 / 種優先株式

これら優先株式について定款変更によって付される予定の取得条項に基づき、会社法に規定する必要な手続を経て取得する。

（注）本日付にて公表している「定款の一部変更に関するお知らせ」に記載のとおり、当社取締役会は、第一回 種、第一回 種、第二回 種優先株式について、本契約に基づく取得が可能となるよう、2006年6月27日開催予定の定時株主総会において取得条項を追加する定款変更を行うことを付議しました。同定款変更案における規定にかかわらず、当社は、本契約に従い、本契約所定の上記(2)記載の取得日においてのみ、取得条項に基づくこれら優先株式の取得を行います。

(8) 停止条件

本契約に基づく当社による優先株式の取得は、本CBがすべて発行されること、2006年6月27日開催予定の定時株主総会（以下「本株主総会」）にて当社の発行可能株式数を455,825,000株、当社の普通株式の発行可能種類株式総数を500,000,000株増加する当社の定款変更の議案が承認され、会社法上必要な種類株主総会の決議がなされること、本株主総会にて資本金120,549,826,669円の減少および資本準備金89,176,808,017円の減少に係る各議案が承認され、資本減少および資本準備金の減少の効力が発生すること、本株主総会にて取得の対象となる 種、種優先株式に係る「自己株式取得枠設定」の議案が承認されること、2007年3月30日の取得日および追加取得日（当社がこれを定めた場合）において本契約に従い 種、種優先株式の全部が取得されなかった場合における、残存する本優先株式の取得については、本株主総会の翌年の定時株主総会またはその他の株主総会にて「自己株式取得枠設定」の議案が承認されること、本株主総会にて 種、種優先株式について取得条項を追加す

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

る当社の定款変更の議案が承認されることおよび当該種類の株主全員の合意が得られること、その他商法および会社法上優先株式の取得が法的に可能となることを条件とする。

(9) 譲渡制限

各優先株主は、本契約締結日から 2008 年 3 月 31 日までの間、当社の事前の承諾なく、その保有する本契約対象の優先株式を第三者に譲渡してはならない。

(10) 契約期間

本契約締結日から、本契約に基づく優先株式全ての取得および決済が終了した日、上記(8)記載の停止条件が成就しないことが確定した日、または 2008 年 3 月 31 日のうち、いずれか先に到来した日まで。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

第二回 種優先株式、第三回 種優先株式、第四回 種優先株式および第一回 種優先株式の取得 枠設定の件

1. 自己株式の取得枠設定を行う理由

当該優先株式を当社が取得することにより、普通株式価値の希薄化を抑制するため。

2. 取得の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社第二回 種優先株式、第三回 種優先株式、第四回 種優先株式および第一回 種優先株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 第二回 種優先株式 26,300,000 株（上限）
（当該優先株式発行済株式総数に対する割合 100%）
第三回 種優先株式 26,300,000 株（上限）
（当該優先株式発行済株式総数に対する割合 100%）
第四回 種優先株式 26,300,000 株（上限）
（当該優先株式発行済株式総数に対する割合 100%）
第一回 種優先株式 26,300,000 株（上限）
（当該優先株式発行済株式総数に対する割合 100%） |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 2,209.20 億円（上限） |
| (4) 取得する相手方 | 各種類について、株式会社三菱東京 UFJ 銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社りそな銀行、三菱 UFJ 信託銀行株式会社および農林中央金庫 |
| (5) 取得する期間 | 2006 年 6 月 27 日開催予定の当社定時株主総会において提案される
予定の資本および資本準備金の減少にかかる効力が発生した時から、
2007 年 6 月開催予定の次期定時株主総会終結の時まで |

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(注) 上記の内容については、2006年6月27日開催予定の当社定時株主総会において、「自己株式（第二回 種優先株式、第三回 種優先株式、第四回 種優先株式および第一回 種優先株式）取得の件」、「資本減少の件」ならびに「資本準備金減少の件」が承認可決されることを条件といたします。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

．資本金および資本準備金の減少の件

1. 資本および資本準備金の減少の目的

当社は、資本の質の改善を経営の最優先課題の一つとして検討して参りましたが、平成 18 年 6 月 27 日開催予定の当社定時株主総会にて自己株式の取得枠の設定が承認可決されることを条件に、発行済み優先株式の買入を行います。この処理の為、法制上の買入原資を確保する目的で「資本減少」および「資本準備金減少」により「その他資本剰余金」への振替を行うものです。

なお、優先株式の買入の実施にあたっては、別途発行を決議いたしました転換社債型新株予約権付社債の普通株式への転換による資本の充実を前提としております。

2. 資本および資本準備金の減少の要領

(1) 資本減少：

1) 資本減少の要領：

商法第 375 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 年 3 月 31 日現在の資本の額 130,549,826,669 円のうち、120,549,826,669 円を無償で減少させ、資本金を 10,000,000,000 円といたします。減少する資本金は全額を「その他資本剰余金」に振替えます。

2) 資本減少の方法：

発行済株式総数の変更は行わず、資本の額のみを減少する方法によります。

3) 資本減少の日程：

取締役会決議日	平成 18 年 4 月 28 日(金)(本日)
株主総会決議日	平成 18 年 6 月 27 日(火)(予定)
債権者異議申述公告および官報掲載日	平成 18 年 6 月 28 日(水)(予定)
債権者異議申述最終期日	平成 18 年 7 月 28 日(金)(予定)
効力発生日	平成 18 年 7 月 29 日(土)(予定)
資本減少登記申請日	平成 18 年 7 月 31 日(月)(予定)

(2) 資本準備金減少：

1) 資本準備金減少の要領：

商法第 289 条第 2 項の規定に基づき、平成 18 年 3 月 31 日現在の資本準備金の額 91,676,808,017 円のうち、89,176,808,017 円を減少し、「その他資本剰余金」に振替えるものです。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

なお、減少後の資本準備金は 2,500,000,000 円となり、これは資本減少後の当社の資本の額 10,000,000,000 円の 4 分の 1 に相当する額となります。

2) 資本準備金減少の日程：

取締役会決議日	平成 18 年 4 月 28 日(金)(本日)
株主総会決議日	平成 18 年 6 月 27 日(火)(予定)
債権者異議申述公告および官報掲載日	平成 18 年 6 月 28 日(水)(予定)
債権者異議申述最終期日	平成 18 年 7 月 28 日(金)(予定)
効力発生日	平成 18 年 7 月 29 日(土)(予定)

3. 今後の見通し

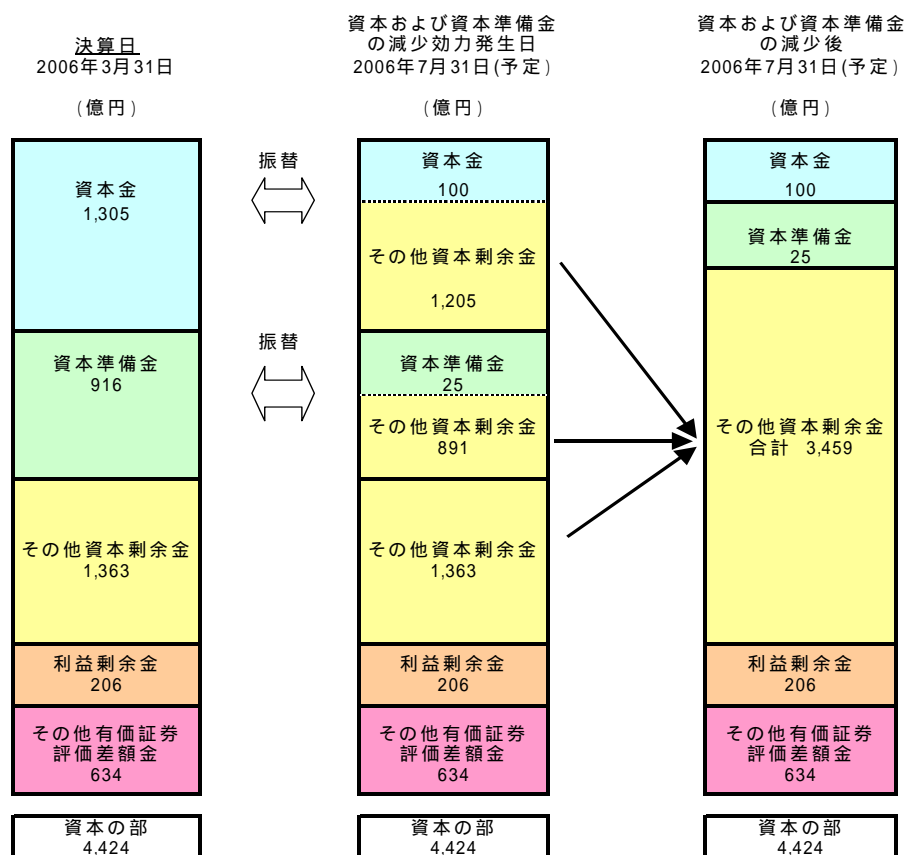
今回の優先株式の一掃による当社の資本構造再編は、将来の優先株式の普通株式への転換による希薄化を、トータルで抑制することによって当社の株式価値の向上を図るとともに、優先配当負担の削減や将来の優先株式買入コストが上昇するリスクを回避することにより、本日発表致しました新中期経営計画『New Stage 2008』での株主資本の蓄積に大きく資するものと考えております。

注) 上記の資本および資本準備金の減少は、それぞれの効力発生日においては、貸借対照表上の「資本の部」の勘定の振替であり、当社の純資産額にただちに変更を生じるものではなく、発行済み株式総数にも変更はありませんので、一株当たりの純資産価値に変更を生じるものではありません。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(ご参考) 資本および資本準備金の減少後の「資本の部」(単体)



本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

・ 転換社債型新株予約権付社債発行の件

A. 第三回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）

1. 社債の名称 双日株式会社第三回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下 A. において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 社債の総額 金 1,500 億円
3. 各社債の金額 金 10 億円の 1 種
4. 本新株予約権付社債券の形式 無記名式とし、本新株予約権付社債の社債権者は、これを記名式の社債券とすることを請求できないものとする。
なお、本新株予約権付社債は本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
5. 利率 本社債には利息を付さない。
6. 発行価額 額面 100 円につき金 100 円。
ただし、本新株予約権は無償にて発行するものとする。
7. 償還価額 額面 100 円につき金 100 円。
ただし、繰上償還の場合は第 13 項第(2)号乃至第(4)号に定める価額とする。
8. 払込期日 および発行日 平成 18 年 5 月 25 日
9. 発行場所 日本国
10. 募集の方法 Nomura Securities (Bermuda) Ltd.に対する第三者割当の方法による。
11. 物上担保・保証の有無 本新株予約権付社債には物上担保および保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

12. 社債管理会社の不設置

本新株予約権付社債について、社債管理会社は設置しない。

13. 償還の方法および期限

- (1) 本社債は、平成 20 年 5 月 23 日にその総額を償還する。
- (2) 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から 30 日以上 60 日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面金額で繰上償還することができる。
- (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日の 10 銀行営業日前までに事前通知を行った上で、毎週金曜日に、残存する本社債の全部または一部を額面金額で繰上償還することができる。一部償還するときは抽選その他の方法により行う。
- (4) 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、当社に対して、償還日の 10 銀行営業日前までに事前通知を行い、かつ本新株予約権付社債券を第 18 項記載の償還金支払場所に提出することにより、毎月第 4 金曜日に、その保有する本社債の全部または一部を額面金額で繰上償還することを、当社に対して請求することができる。
- (5) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (6) 本新株予約権付社債の買入れおよび当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権のみを消却することはできない。

14. 利息支払の方法および期限

該当なし。

15. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付する本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 150 個の本新株予約権を発行する。
- (2) 本新株予約権の発行価額
無償とする。
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類および数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下 A.において当社普通株式の発行または移転を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(7)号 記載の転換価額（ただし、本項第(8)号または第(9)号によって修

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。
この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 本新株予約権の行使請求期間

平成18年5月26日から平成20年5月22日までとする。

(5) その他の本新株予約権の行使の条件

第13項第(2)号または第(3)号により本社債が繰上償還される場合は、償還日以降、第13項第(4)号により本社債が繰上償還される場合は、本新株予約権付社債券が第18項記載の償還金支払場所に提出された時以降、第13項第(6)号により当社が本社債を買入消却する場合は、当社が本社債を消却した時以降、また第17項による期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時以降、対象となる本社債に付された本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(6) 本新株予約権の消却事由および消却の条件

消却事由は定めない。

(7) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。
本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額(以下A.において「転換価額」という。)は、当初()平成18年3月20日から(当日を含む。)平成18年5月1日まで(当日を含む。)の間の各取引日(以下本号において「取引日」というときは以下に定義する終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含み、以下A.において「終値」という。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)()平成18年4月28日から(当日を含む。)平成18年5月9日まで(当日を含む。)の間の各取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)または()平成18年5月9日(当日が取引日でないときは、その直前取引日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値のうち最も大きい額とする。

(8) 転換価額の修正

転換価額は、平成18年6月2日から平成20年5月16日までの間、平成18年6月2日および毎月第3金曜日(以下A.においてそれぞれ「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(以下本号において「取引日」というときは、以下において言及するVWAPが算出されない日を除く。また、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)(以下A.においてそれぞれ「時価算定期間」という。)の各取引日の東京証券取引所における当社普通株式の売買高加重平均価格(VWAP)の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

A.において「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(9)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本項第(9)号に準じて当社の取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が() ()平成 18 年 4 月 28 日から(当日を含む。)平成 18 年 5 月 9 日まで(当日を含む。)の間の各取引日の VWAP の平均値(円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。)もしくは()平成 18 年 4 月 28 日から(当日を含む。)平成 18 年 5 月 16 日まで(当日を含む。)の間の各取引日の VWAP の平均値(円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。)のうちいずれか大きい額の 50%に相当する金額(円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。)または()300 円のうちいずれか大きい額(以下 A.において「下限転換価額」という。ただし、本項第(9)号により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が() ()平成 18 年 4 月 28 日から(当日を含む。)平成 18 年 5 月 9 日まで(当日を含む。)の間の各取引日の VWAP の平均値(円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。)もしくは()平成 18 年 4 月 28 日から(当日を含む。)平成 18 年 5 月 16 日まで(当日を含む。)の間の各取引日の VWAP の平均値(円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。)のうちいずれか大きい額の 300%に相当する金額または()1,500 円のうちいずれか大きい額(以下 A.において「上限転換価額」という。ただし、本項第(9)号により調整される。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(9) 転換価額の調整

転換価額は、平成 18 年 5 月 26 日以降、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社普通株式を発行または処分する場合には、次の算式に従って調整される。なお、次の算式において、「既発行普通株式数」は当社の発行済普通株式数から当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(10)本新株予約権の発行価額を無償とする理由およびその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率および発行価額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的な価値とを勘案し、その発行価額を無償とした。また、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は各本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は、本項第(7)号 記載のとおり決定される額とする。

(11)本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れない額

本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れない額は、当該発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

(12)代用払込に関する事項

本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする請求があったものとみなす。

(13)本新株予約権の期中行使があった場合の配当金の取扱い

行使請求により交付された当社普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金（商法第293条ノ5に定められた金銭の分配）は、行使請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

上記の規定にかかわらず、行使請求により交付された当社普通株式の会社法（平成17年法律第86号。以下A.において「会社法」という。）に基づく剰余金の配当（会社法第454条第5項に定められた中間配当を含む。）については、剰余金の配当を受ける権利を行使することができる者を定める基準日以前に交付されたものについて、当該基準日に係る剰余金の配当をするものとする。

16. 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債の発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債（本新株予約権付社債と同時に発行される第四回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）を含む。）に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保附社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち、当

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

該新株予約権付社債に係る新株予約権者が新株予約権を行使するとき、当該新株予約権付社債に係る社債を出資する旨定められたものをいう。

17. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の事由に該当した場合には、本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が、第 13 項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が、第 15 項第(8)号および第(9)号に定める規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後 30 日以内にその履行または補正をしないとき。
- (3) 当社が、第 16 項の規定に違背したとき。
- (4) 当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来しても、その弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは期限が到来してもその弁済がなされないとき、または当社が第三者のために行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 10 億円を超えない場合はこの限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。
- (7) 当社が、破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

18. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）

双日株式会社 財務部

19. 行使請求受付場所

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

20. 準拠法

日本法

21. 商法その他の法令または規則の改正に伴う取扱い

本新株予約権付社債の発行に係る取締役会決議日以後、株券の発行または新株予約権付社債に関連する商法その他の日本の法令または規則の規定につき改正（会社法の施行を含む。）が行われた場合には、当該改正後の商法その他の日本の法令または規則の規定および本新株予約権付社債の社債要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と判断する方法により、本新株予約権付社債の社債要項の読替えその他の必要な措置を講ずることができるものとする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

22. 上場申請の有無

なし

23. 上記各項は、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

B. 第四回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）

1. 社債の名称 双日株式会社第四回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下 B. において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 社債の総額 金 1,500 億円
3. 各社債の金額 金 10 億円の 1 種
4. 本新株予約権付社債券の形式 無記名式とし、本新株予約権付社債の社債権者は、これを記名式の社債券とすることを請求できないものとする。
なお、本新株予約権付社債は本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
5. 利率 本社債には利息を付さない。
6. 発行価額 額面 100 円につき金 100 円。
ただし、本新株予約権は無償にて発行するものとする。
7. 償還価額 額面 100 円につき金 100 円。
ただし、繰上償還の場合は第 13 項第(2)号乃至第(4)号に定める価額とする。
8. 払込期日 および発行日 平成 18 年 5 月 25 日
9. 発行場所 日本国
10. 募集の方法 Nomura Securities (Bermuda) Ltd.に対する第三者割当の方法による。
11. 物上担保・保証の有無 本新株予約権付社債には物上担保および保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
12. 社債管理会社の不設置 本新株予約権付社債について、社債管理会社は設置しない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

13. 償還の方法および期限

- (1) 本社債は、平成 20 年 5 月 23 日にその総額を償還する。
- (2) 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から 30 日以上 60 日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面金額で繰上償還することができる。
- (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日の 10 銀行営業日前までに事前通知を行った上で、毎週金曜日に、残存する本社債の全部または一部を額面金額で繰上償還することができる。一部償還するときは抽選その他の方法により行う。
- (4) 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、当社に対して、償還日の 10 銀行営業日前までに事前通知を行い、かつ本新株予約権付社債券を第 18 項記載の償還金支払場所に提出することにより、毎月第 4 金曜日に、その保有する本社債の全部または一部を額面金額で繰上償還することを、当社に対して請求することができる。
- (5) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (6) 本新株予約権付社債の買入れおよび当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権のみを消却することはできない。

14. 利息支払の方法および期限

該当なし。

15. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付する本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 150 個の本新株予約権を発行する。
- (2) 本新株予約権の発行価額
無償とする。
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類および数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下 B. において当社普通株式の発行または移転を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(7)号 記載の転換価額（ただし、本項第(8)号または第(9)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。この場合に 1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(4) 本新株予約権の行使請求期間

平成 18 年 7 月 1 日から平成 20 年 5 月 22 日までとする。

(5) その他の本新株予約権の行使の条件

第 13 項第(2)号または第(3)号により本社債が繰上償還される場合は、償還日以降、第 13 項第(4)号により本社債が繰上償還される場合は、本新株予約権付社債券が第 18 項記載の償還金支払場所に提出された時以降、第 13 項第(6)号により当社が本社債を買入消却する場合は、当社が本社債を消却した時以降、また第 17 項による期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時以降、対象となる本社債に付された本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(6) 本新株予約権の消却事由および消却の条件

消却事由は定めない。

(7) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。本新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1 株あたりの額(以下 B.において「転換価額」という。)は、当初()平成 18 年 3 月 20 日から(当日を含む。)平成 18 年 5 月 1 日まで(当日を含む。)の間の各取引日(以下本号において「取引日」というときは以下に定義する終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含み、以下 B.において「終値」という。)の平均値(円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。)()平成 18 年 4 月 28 日から(当日を含む。)平成 18 年 5 月 9 日まで(当日を含む。)の間の各取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値(円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。)または()平成 18 年 5 月 9 日(当日が取引日でないときは、その直前取引日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値のうち最も大きい額とする。

(8) 転換価額の修正

転換価額は、平成 18 年 7 月 21 日から平成 20 年 5 月 16 日までの間、毎月第 3 金曜日(平成 18 年 7 月 21 日を含み、以下 B.においてそれぞれ「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の 5 連続取引日(以下本号において「取引日」というときは、以下において言及する VWAP が算出されない日を除く。また、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの 5 連続取引日とする。)(以下 B.においてそれぞれ「時価算定期間」という。)の各取引日の東京証券取引所における当社普通株式の売買高加重平均価格(VWAP)の平均値の 90%に相当する金額(円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下 B.において「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(9)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本項第(9)号に準じて

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

当社の取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が() ()平成 18 年 4 月 28 日から(当日を含む。)平成 18 年 5 月 9 日まで(当日を含む。)の間の各取引日の VWAP の平均値(円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。)もしくは()平成 18 年 4 月 28 日から(当日を含む。)平成 18 年 5 月 16 日まで(当日を含む。)の間の各取引日の VWAP の平均値(円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。)のうちいずれか大きい額の 50% に相当する金額(円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。)または()300 円のうちいずれか大きい額(以下 B. において「下限転換価額」という。ただし、本項第(9)号により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が() ()平成 18 年 4 月 28 日から(当日を含む。)平成 18 年 5 月 9 日まで(当日を含む。)の間の各取引日の VWAP の平均値(円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。)もしくは()平成 18 年 4 月 28 日から(当日を含む。)平成 18 年 5 月 16 日まで(当日を含む。)の間の各取引日の VWAP の平均値(円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。)のうちいずれか大きい額の 300% に相当する金額または()1,500 円のうちいずれか大きい額(以下 B. において「上限転換価額」という。ただし、本項第(9)号により調整される。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(9) 転換価額の調整

転換価額は、平成 18 年 5 月 26 日以降、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社普通株式を発行または処分する場合には、次の算式に従って調整される。なお、次の算式において、「既発行普通株式数」は当社の発行済普通株式数から当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(10) 本新株予約権の発行価額を無償とする理由およびその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

率および発行価額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的な価値とを勘案し、その発行価額を無償とした。また、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は各本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は、本項第(7)号記載のとおり決定される額とする。

(11)本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れない額

本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れない額は、当該発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

(12)代用払込に関する事項

本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする請求があったものとみなす。

(13)本新株予約権の期中行使があった場合の配当金の取扱い

行使請求により交付された当社普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金（商法第293条ノ5に定められた金銭の分配）は、行使請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

上記の規定にかかわらず、行使請求により交付された当社普通株式の会社法（平成17年法律第86号。以下B.において「会社法」という。）に基づく剰余金の配当（会社法第454条第5項に定められた中間配当を含む。）については、剰余金の配当を受ける権利を行使することができる者を定める基準日以前に交付されたものについて、当該基準日に係る剰余金の配当をするものとする。

16. 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債の発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債（本新株予約権付社債と同時に発行される第三回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）を含む。）に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保附社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち、当該新株予約権付社債に係る新株予約権者が新株予約権を行使するときに、当該新株予約権付社債に係る社債を出資する旨定められたものをいう。

17. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の事由に該当した場合には、本社債について期限の利益を失う。

(1) 当社が、第13項の規定に違背したとき。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- (2) 当社が、第 15 項第(8)号および第(9)号に定める規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後 30 日以内にその履行または補正をしないとき。
- (3) 当社が、第 16 項の規定に違背したとき。
- (4) 当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来しても、その弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは期限が到来してもその弁済がなされないとき、または当社が第三者のために行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 10 億円を超えない場合はこの限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。
- (7) 当社が、破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

18. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）

双日株式会社 財務部

19. 行使請求受付場所

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

20. 準拠法

日本法

21. 商法その他の法令または規則の改正に伴う取扱い

本新株予約権付社債の発行に係る取締役会決議日以後、株券の発行または新株予約権付社債に関連する商法その他の日本の法令または規則の規定につき改正（会社法の施行を含む。）が行われた場合には、当該改正後の商法その他の日本の法令または規則の規定および本新株予約権付社債の社債要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と判断する方法により、本新株予約権付社債の社債要項の読替えその他の必要な措置を講ずることができるものとする。

22. 上場申請の有無

なし

23. 上記各項は、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(ご 参 考)

1. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

当社が発行した第二回 種優先株式、第三回 種優先株式、第四回 種優先株式、第一回 種優先株式、第一回 種優先株式、第一回 種優先株式及び第二回 種優先株式の買入れ資金の一部に充当する予定ですが、具体的な支出までの間、当社の運転資金に充当する予定です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績に与える影響はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆さまに対して安定的かつ継続的に配当を行うとともに、内部留保の拡充と有効活用によって企業競争力と株主価値を向上させることを経営の最重要課題のひとつと位置付けております。配当水準につきましては、資本構成と株主資本の状況や、利益成長のための投資等に伴う資金需要などを勘案し、適切な水準を決定してまいります。

(2) 配当決定に当たっての考え方

配当決定に当たっての基本的な考え方は上記(1)のとおりです。

なお、当社はグループ全体としての財務体質の改善、成長戦略の一層の拡充と資本・財務戦略を加速させる為の内部留保との調和を図り、期間利益を積み上げた上で、2006 年度決算における配当を目指します。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金は、利益成長のための投資等に用いる予定です。

(4) その他

該当事項はありません。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(5) 過去3決算期間の配当状況等

(単体ベース)	2004年3月期	2005年3月期	2006年3月期
1株あたり当期純利益	0.43円	2,561.51円	48.55円
1株あたり年間配当金	-	-	-
実績配当性向	-	-	-
株主資本当期純利益率	0.0%	-	4.7%
株主資本配当率	-	-	-

(注)

1. 「1株あたり当期純利益」は、普通株式1株あたりの当期純利益であり、当期純利益を普通株式の期中平均株式数で除したものです。
2. 「1株あたり年間配当金」は、普通株式1株あたりの年間配当金です。
3. 「株主資本当期純利益率」は、当期純利益を株主資本（期首の株主資本と期末の株主資本の平均）で除したものです。
4. 当該3決算期間において配当を行っていないため、1株あたり年間配当金、実績配当性向および株主資本配当率については記載しておりません。
5. 2005年3月期は、当期純損失が計上されているため、株主資本当期純利益率を記載しておりません。

3. 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金	摘要
2003年5月14日	266,000百万円	143,000百万円	314,181百万円	(注) 1.
2003年5月16日	7,181百万円	146,606百万円	317,755百万円	(注) 2.
2004年10月29日	360,000百万円	331,106百万円	502,255百万円	(注) 3.

(注)

1. 第一回種優先株式、第二回種優先株式、第三回種優先株式、第四回種優先株式、第一回種優先株式および第一回種優先株式の第三者割当増資によるものです。
2. 普通株式の第三者割当増資によるものです。
3. 第一回種優先株式、第一回種優先株式、第二回種優先株式および第一回種優先株式の第三者割当増資によるものです。
4. 上記のほかに、当社は、2003年5月29日に発行総額5,000百万円の2005年満期円建転換社債型新株予約権付社債を、2003年11月5日に発行総額5,000百万円の2005年

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

11月満期円建転換社債型新株予約権付社債を、2004年10月29日に発行総額10,000百万円の第一回無担保転換社債型新株予約権付社債（双日株式会社保証付）を、2005年6月3日に発行総額60,000百万円の第二回無担保転換社債型新株予約権付社債（双日株式会社保証付）をそれぞれ発行しております。なお、これらの転換社債型新株予約権付社債についてはその全額が既に当社普通株式へ転換されております。

(2) 過去3決算期間および直前の株価等の推移

	2004年3月期	2005年3月期	2006年3月期	2007年3月期
始 値	339 円	725 円	520 円	700 円
高 値	794 円	777 円	766 円	724 円
安 値	205 円	325 円	388 円	671 円
終 値	718 円	528 円	696 円	702 円
株価収益率	1,676 倍	- 倍	14 倍	

(注)

1. 株価は、東京証券取引所におけるものです。
2. 2007年3月期の株価については、2006年4月27日現在で表示しております。
3. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の普通株式1株あたり当期純利益で除した数値であります。
4. 2005年3月期は、当期純損失が計上されているため、株価収益率を記載しておりません。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

4. 割当予定先の概要

割当予定先の氏名または名称		Nomura Securities (Bermuda) Ltd.	
割当新株予約権付社債（額面）		第三回債：金 150,000,000,000 円 第四回債：金 150,000,000,000 円	
払込金額		第三回債：金 150,000,000,000 円 第四回債：金 150,000,000,000 円	
割当予定先の内容	住所	Chesney House, 96 Pitts Bay Road, Pembroke HM08, Bermuda	
	代表者の氏名	President Mark Crockwell	
	資本の額	137,670,000 米ドル	
	事業の内容	証券業	
	大株主および持株比率	Nomura Holding America Inc.	99.5%
		Nomura Automation Management Inc.	0.5%
割当予定先と当社の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし
		割当予定先が保有している当社の株式の数	なし
	取引関係等	取引関係等	なし
		人的関係等	なし

(注) 出資関係の欄は、2006年3月31日現在のものです。

5. その他

(1) 潜在株式数による希薄化情報等

今回の発行による潜在株式数の割合算定におきましては、2006年4月28日現在、双日株式会社第三回および第四回転換社債型新株予約権付社債の転換価額が決定しておりませんので、潜在株式数は未定であります。従いまして、当該社債の転換価額が決定され次第、潜在株式数の割合を公表いたします。

(2) その他

本新株予約権付社債には譲渡制限が付される予定です。

また、本新株予約権付社債の割当先である Nomura Securities (Bermuda) Ltd. は、本新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使の結果取得することとなる数量の範囲内で行なう当該株式と同一銘柄の株式の売付け等以外の本買取案件に関わる空売りを目的として、借株を行わないことになっております。

以上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。
また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。